

上田再雇用裁判 訴えを却下し、雇い止め容認の不当判決



▲判決後、弁護士会館で開かれた交流会

継続雇用制度を導入する 義務があったとはいえない

9月15日、50名余の傍聴者のなかで、高年法の適用を求めて闘っている上田再雇用裁判の判決が下されました。裁判長は「原告の請求をいずれも却下する」と告げ、後景の部屋に逃げるよう消えました。判決の内容は、「期間の定めのない雇用契約と実質的に異なる状態」と認定しながら、安川電機の再雇用制度の適用を認めず、さらに「反復更新した労働者の継続雇用制度を導入する義務があったとはいえない」とした判決は、高年法9条に重大な影響を与える内容です。

退職金問題で労働審判の調停後に 雇い止め(不更新条項付き)契約押付け

上田さんは、平成22年11月定年退職をしました。勤続27年でした。定年退職後2年間はなんの問題もなく再雇用されてきました。定年になった時、退職金問題で会社と交渉してきました。「社員と同じ」という約束で入社したにも関わらず、退職金は「社員の1/2、内規により計算式は教えられない」という酷い扱いでした。JMIU安川合同支部に加入して団体交渉を2回行いましたが、会社は是正に応じませんでした。やむを得ず平成24年5月、「退職金請求(退職金未払い)事件」の労働審判を申立てました。

平成24年8月、3回の審判が開催され、8月8日に

調停が成立しました。

退職金問題が解決してホットした束の間、2ヵ月後の10月、今度は雇い止めを含む契約更新を通告してきました。「すぐ辞めるか、1年間だけの不更新条項付きの契約書にサインするか」の選択を迫ってきたのです。どちらも受け入れることができない選択肢強要でした。再雇用拒否と不更新条項を巡って団体交渉を申し入れましたが、時間がない切迫した攻撃のなかでやむを得ず1年間延長の契約にサインしたのです。

違法な退職干渉をする行為が あったとは認めない判決

契約書には本人が「1年後は再契約を行わないことを了解し、希望した」と記載しており直前まで「納得も、希望もしていない」と抵抗をしましたが、サインしたくなければサインしなくていい、辞めて下さいとの態度でした。「生活がかかっているので辞められません。30年間誠実に働いてきたのに、なぜこんな仕打ちを受けるのか悔しい限りでした」と上田さんは語っています。

期間の定めのない雇用契約と実質的に異なる労働契約であるなら、社員と同様65歳までの雇用を保障すべきなのに、不更新条項を付けて無理やり雇い止めをしたのです。ところが判決では「その締結にあたり原告の自由な意思により決定を阻害するような被告の行為があったとの事情を認めることはできない」と会社側を免罪しているのです。「自由な意思」によるサインではないことは団体交渉や本人とのやり取りの中で歴然としているのに判決はこの事実を全く無視しています。

エルダースタッフ(再雇用制度)の 適用を認めず

期間の定めのない雇用契約と同視できるなら60

※裏面へ続く

歳から、継続雇用社員として65歳までの再雇用を保障すべきです。ところが判決では「社員でもなく、被告から1年間の定めのある雇用契約の締結を求められた原告において抱いた期待は、本件継続雇用制度の適用があるとの期待ではなく(あるいは適用されるべきとの意見にとどまる)あくまで1年間の定めのある雇用契約が5年間更新されることに対する期待であるところ」「原告と被告は本件退職後、契約期間を1年とする、本件継続雇用制度(5年)とは別個の雇用契約を締結した」から、被告の継続雇用制度(エルダースタッフ)の適用を認めないというのです。

嘱託は高年法の適用なしとの判決撤回求め高裁へ控訴を確認

判決は「高年齢者法9条1項に基づき、有期雇用契約を締結して反復更新した労働者を対象とした継続雇用制度を導入する義務があったとは言えない」と高年法の趣旨を否定する驚くべき判断をしています。これでは正社員以外は再雇用が閉ざされてしまいます。

高年法の理念は、言うまでもなく年金受給が65歳に引上げられるなかで雇用確保が目的です。平成25年から、希望者全員を対照とする継続雇用制度が義務付けられました。厚生労働省のQ&Aでは「反復更新をして契約の更新がなされている時は…中略…65歳を下回る年齢に達した日以後は契約しない旨の定めは、高年法第9条違反と解されます」と述べているのです。再雇用制度は社会の要請です。国民等しく高年法の適用を受けられるようにすべきです。裁判所の判断は到底受け入れることができません。

弁護団と原告・上田さん、再雇用させる会は直ちに高裁への控訴の方針を決めました。

安川ビルサービス団体交渉

新規採用の嘱託社員は 基準給を0.1割引下げ

9月3日、(株)安川ビルサービスと退職金及び嘱託社員再雇用規定の見直しについて、団体交渉を行いました。

会社は退職金の算定となる基準給を10割から9.9割に引き下げる社告(2号)を発表しました。引き下げた理由の説明を求めました。

安川電機の連結決算によるもので、10割だと雇用

契約が65歳まで続いていることになるから再雇用契約として0.1割下げたとの説明がありました。組合は5年で10万円の減額になることを主張しましたが、現職・組合員の嘱託社員は10割で、勤続は65歳までを通算する。基準給は65歳時点の基準給で査定すると説明されました。

戦争法案廃棄で運動に参加

9月6日、戦争法案反対の集会とパレードが行われました。安川OB含めて10名が参加して行進しました。16日から19日まで参議院特別委員会での審議や本会議での採決時に北九州では弁護士や共同センターによる抗議集会が連日開かれました。

安川合同支部はOB含め延べ16名が参加、23日は勝山公園で抗議集会が開催され、11名が参加しました。



▲9・6集会に参加した原告・上田良子さん

当面の日程

- 10月12日、「戦場ぬ止め」コムシティ
- 20～25日、「戦争展」コムシティ
- 24日(土)
青年企画セッション、戦争語り部
- 25日(日)
講演「コバニ、クルド人たちの戦い」
- 17日、記念講演、商工貿易会館
「戦争はなぜ止められなかったか」
- 18日、県母親大会、春日市
- 28日、秋季地域要請総行動
- 11月 8日、安川争議団OB会総会
- 13日、北九州国民救援会